
第3次桜井市地球温暖化対策 実行計画（事務事業編）

令和5（2023）年度 ▶ 令和12（2030）年度



桜井市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第2章 これまでの取組結果と第2次計画の考察	6
第3章 削減目標と基準年度の温室効果ガス排出量	9
第4章 温室効果ガス排出量削減の取組み	18
第5章 推進体制と進行管理等	20
第6章 用語解説	23

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的、上位計画及び関連計画との位置付け

(1) 計画策定の背景

①世界の動向

2015年にフランス・パリにおいて、COP21（気候変動枠組条約締結国会議）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げています。

2018年に公表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

②国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

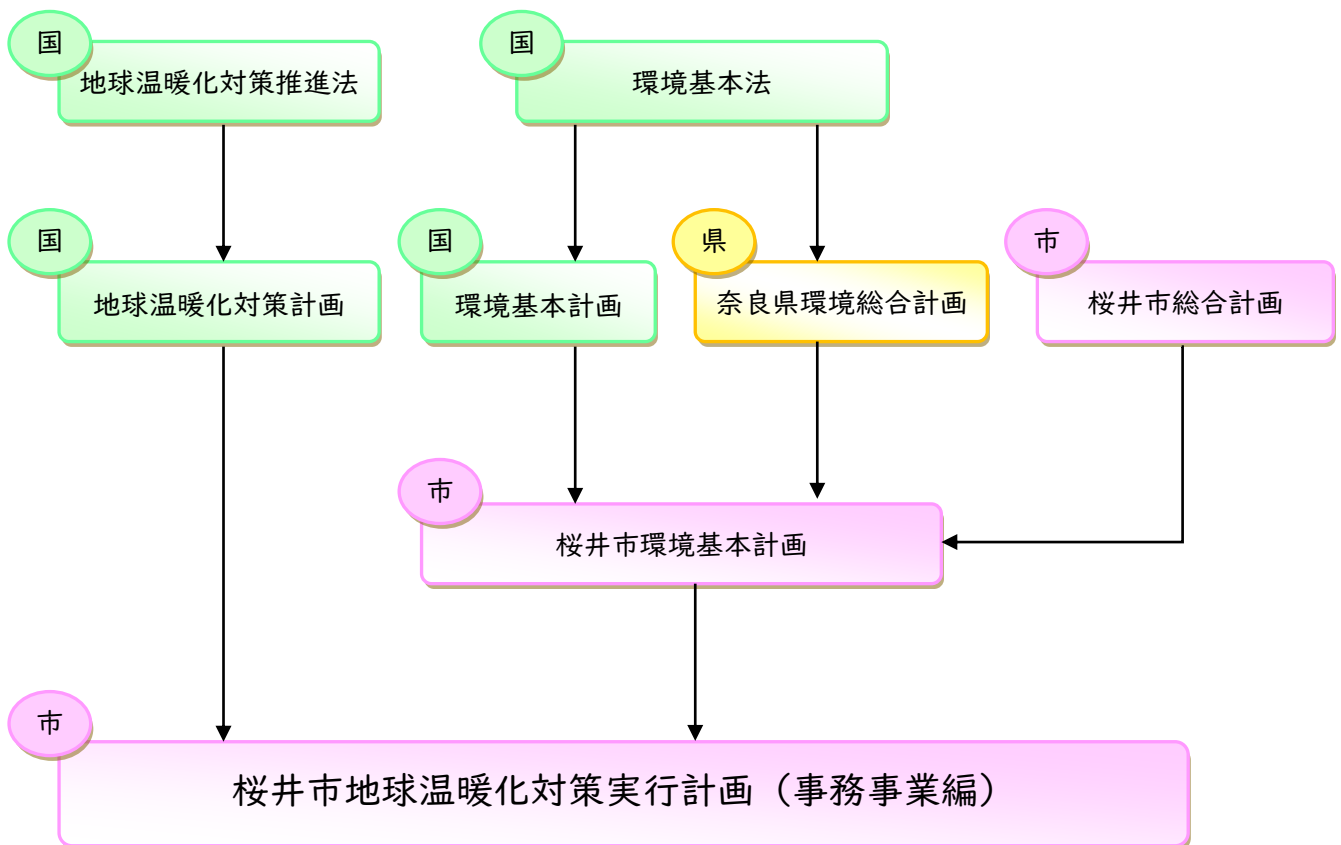
2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組みは、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

(2) 計画策定の目的

第3次桜井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、桜井市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(3) 上位計画及び関連計画との位置付け

上位計画及び関連計画との位置付けについて、以下に示します。



2. 計画期間、基準年度、目標年度

(1) 計画期間

- ・計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。

(2) 基準年度

- ・計画の基準年度は、平成25（2013）年度とします。

(3) 目標年度

- ・計画の目標年度は、令和12（2030）年度とします。

年度	H25	…	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	基準年度		開始年度							目標年度
計画期間										

3. 計画の対象

本計画では、市自ら実施する事務事業全般とします。

	主な施設
市長部局 (環境部、上下水道部除く)	本庁舎、西分庁舎、保育所、保健福祉センター
教育委員会部局	幼稚園、小学校、中学校
環境部	グリーンパーク（焼却場、リサイクルセンター、し尿処理場）、一般廃棄物最終処分場
上下水道部	水道施設

※指定管理者制度を含め他者に委託等をする事務事業は対象となりません。

4. 計画の対象とする温室効果ガスの種類

計画の対象とする温室効果ガスの種類

	温室効果ガス名	排出源及び把握する活動量
1	二酸化炭素 (CO ₂)	燃料使用量 (ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG、都市ガス)、電気使用量、一般廃棄物焼却 (プラスチックのみ)
2	メタン (CH ₄)	燃料使用量 (灯油、LPG、都市ガス)、公用車の走行距離、浄化槽での汚泥処理量、一般廃棄物焼却量、し尿処理量
3	一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料使用量 (灯油、LPG、都市ガス)、公用車の走行距離、浄化槽での汚泥処理量、一般廃棄物焼却量、し尿処理量
4	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	HFC 封入公用車使用数

以下の温室効果ガスは、排出源となる活動が無いため計画の対象としません。

	温室効果ガス名	排出源及び把握する活動量
1	パーフルオロカーボン (PFC)	PFC 封入製品の製造数・使用数・廃棄数
2	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	SF ₆ 封入機器の使用数・点検回数・廃棄数

第2章 これまでの取組結果と

第2次計画の考察

1. これまでの取組結果と第2次計画の考察

(1) 第1次計画の結果

第1次計画の結果は、基準年度の平成21年度比で、3%の削減目標に対し、平成23年度は1.7%増加、平成24年度は4.0%削減、平成25年度は11.8%削減、平成26年度は0.9%削減、平成27年度は23.2%増加という結果になりました。

(2) 第2次計画の結果

第2次計画の結果は、基準年度の平成28年度比で、3%の削減目標に対し、平成30年度は4.8%増加、令和元年度は16.3%増加、令和2年度は1.6%増加、令和3年度は8.4%増加という結果になりました。なお、部門別の温室効果ガス排出量を表2-1に示します。

表2-1. 部門別 温室効果ガス排出量

部門別温室効果ガス排出量	単位	平成28年度 (基準年度)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
市長部局 (環境部、上下水道部除く)	t-CO2	1,001	1,078	1,166	1,071	974	
	平成28年度比較 (%)	-	7.7	16.5	7.0	▲2.7	
教育委員会部局	t-CO2	883	706	726	772	795	
	平成28年度比較 (%)	-	▲20.0	▲17.8	▲12.6	▲10.0	
環境部 (一般廃棄物の焼却等に伴う 温室効果ガス排出量を除く)	t-CO2	4,614	5,191	5,945	4,893	5,451	
	平成28年度比較 (%)	-	12.5	28.8	6.0	18.1	
上下水道部	t-CO2	808	683	663	690	698	
	平成28年度比較 (%)	-	▲15.5	▲17.9	▲14.6	▲13.6	目標値
全体合計排出量	t-CO2	7,307	7,658	8,499	7,426	7,919	7,088
基準年度(7,307t-CO2) との比較(削減目標▲3%)	平成28年度比較	0	4.8	16.3	1.6	8.4	▲3.0

(3) 第2次計画の考察

令和3年度において、市長部局（環境部、上下水道部除く）、教育委員会部局、上下水道部では温室効果ガス排出量を削減することができました。しかし、環境部が18.1%の大幅な増加となっており、合計では8.4%増加という結果になりました。環境部は、事務事業全体に係る温室効果ガス排出量（一般廃棄物の焼却等に伴う温室効果ガスを除く）の約7割を占めており、削減目標の達成に大きく影響する部局となっています。部門別の考察を以下に示します。

市長部局（環境部、上下水道部除く）は令和3年度において、2.7%削減することができました。その理由として、令和3年9月に新庁舎の建て替えを行いました。新庁舎では、太陽光パネルの設置、空調設備の新設等の省エネ化が進んだ結果、令和2年度までは上昇していた温室効果ガス排出量を削減することができました。

教育委員会部局は令和3年度において、10%削減することができました。その理由として、平成29年4月から給食センターを移転し、指定管理となりました。指定管理は集計の対象外となり、大幅に温室効果ガス排出量が減少しています。しかし、令和2年度から市内の小中学校に空調設備が導入されたことにより、電気使用量が増加し、令和2年度と令和3年度は温室効果ガス排出量が増加傾向にあります。

環境部は、令和3年度において、18.1%の大幅な増加となりました。その理由として、電気と灯油の使用量が増加したためです。処理困難物の混入による除去作業が増加し、その際、焼却炉内の温度を保つために灯油を使用し続けたことや、焼却炉の停止や再稼働により、電気や灯油の使用量が増加したことが原因となっています。

上下水道部は、令和3年度において、13.6%削減することができました。その理由として、浄水場で自己水を処理して上水を供給していますが、平成28年度以降、県営水道の上水を購入することにより、自己水の処理量を削減しています。処理量の削減に伴い、電気使用量が大幅に削減されました。

また、平成28年度は初瀬地区の浄水場及び、小夫地区、笠地区では簡易水道が稼働していましたが、現在それらの施設が稼働停止しているため、電気使用量が削減されています。

図 2 - 1. 温室効果ガス削減目標の達成度

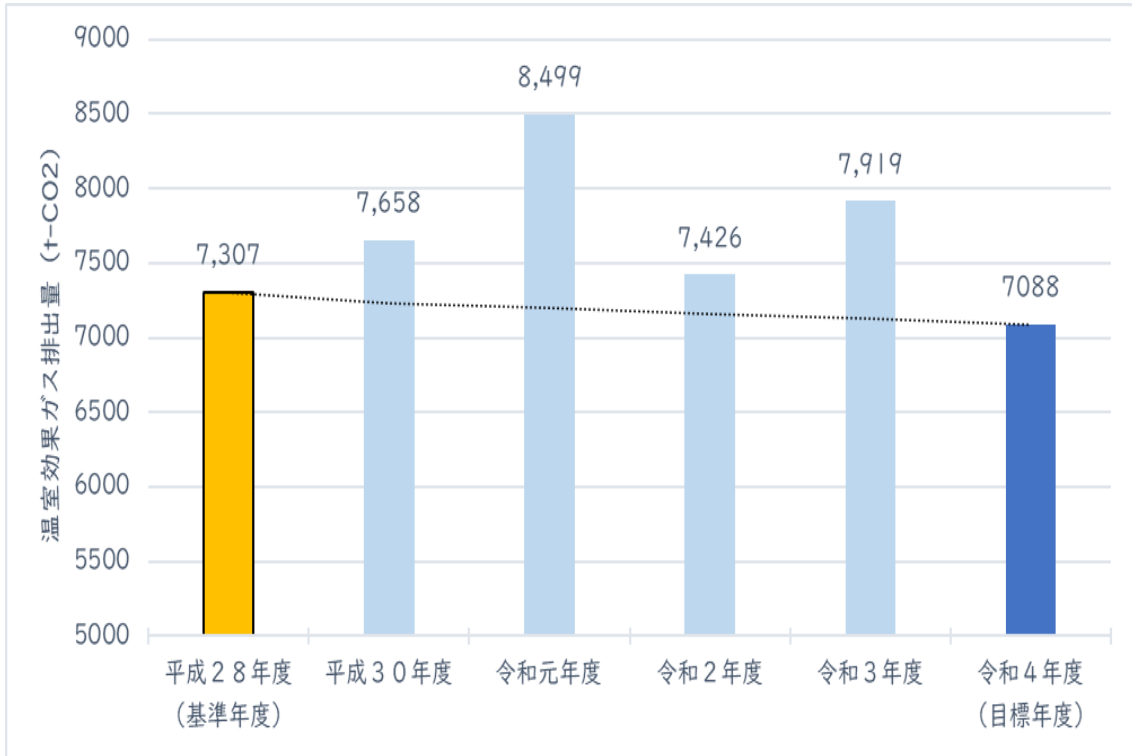
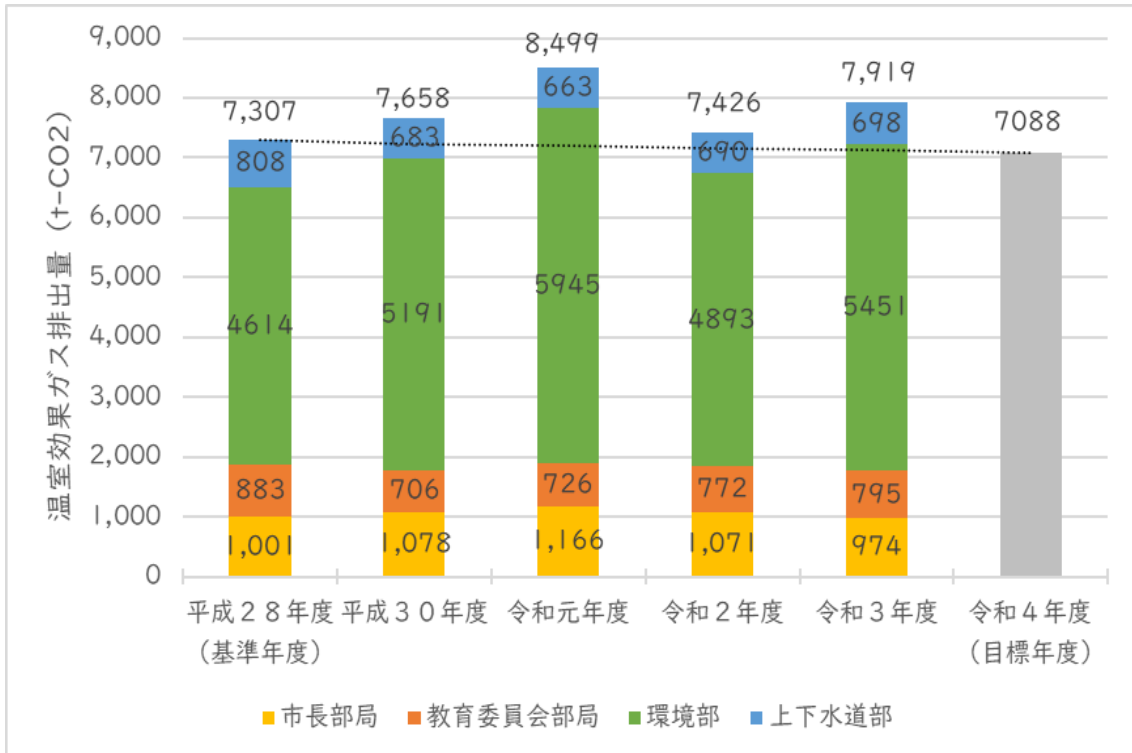


図 2 - 2. 部門別 積算温室効果ガス排出量



第3章 削減目標と基準年度の

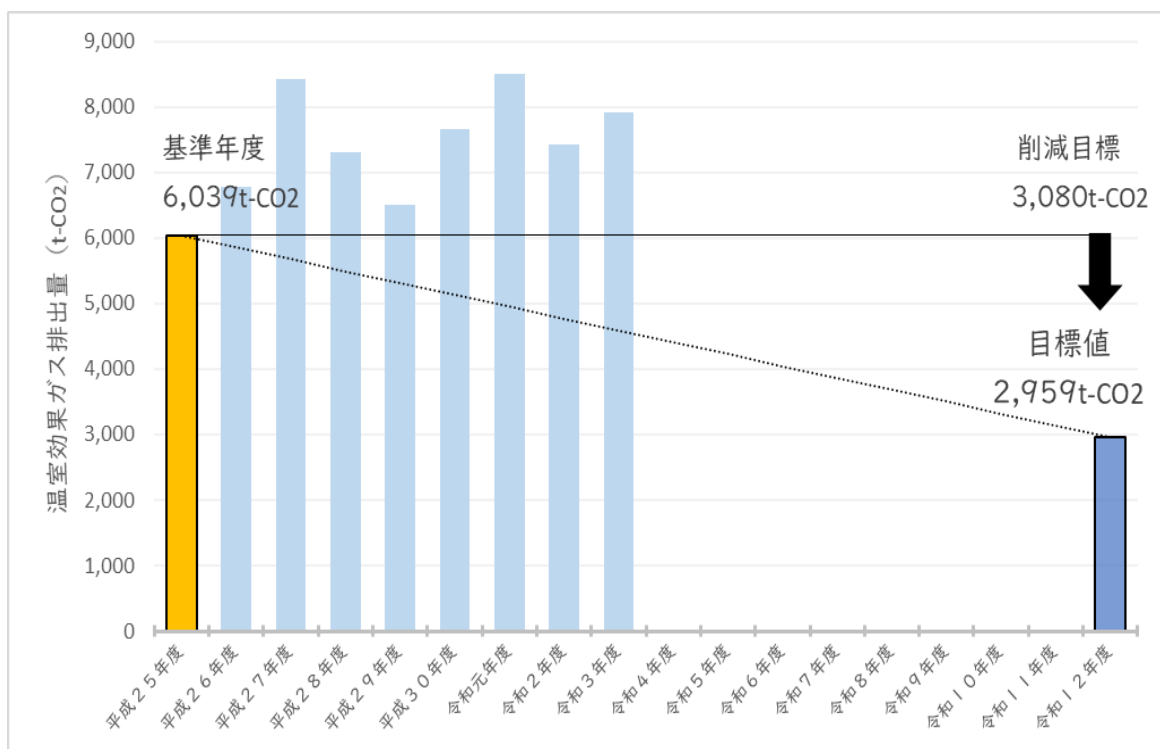
温室効果ガス排出量

1. 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標を以下のように設定します。なお、一般廃棄物の焼却等の温室効果ガス（ごみを焼却することによって、ごみ自体から発生する温室効果ガス）については、桜井市の事務事業から発生する温室効果ガスではありませんので、削減目標の対象外とします。

【削減目標】令和12（2030）年度までに、

51%削減する。【平成25（2013）年度比】



- ① 市の事業活動全体に伴う温室効果ガス排出量 : 14,389 t-CO₂ (基準年度:平成25年度)
② 一般廃棄物の焼却等の温室効果ガス排出量 : 8,350 t-CO₂ (基準年度:平成25年度)
①-②=14,389-8,350=6,039 t-CO₂ (基準年度:平成25年度)
目標値: 6,039 t-CO₂ × 49% ≒ 2,959 t-CO₂ (3,080 t-CO₂ の削減)

【参照:P.10、P.11】

2. 基準年度の温室効果ガス排出量

市の事業活動全体に伴う温室効果ガス排出量

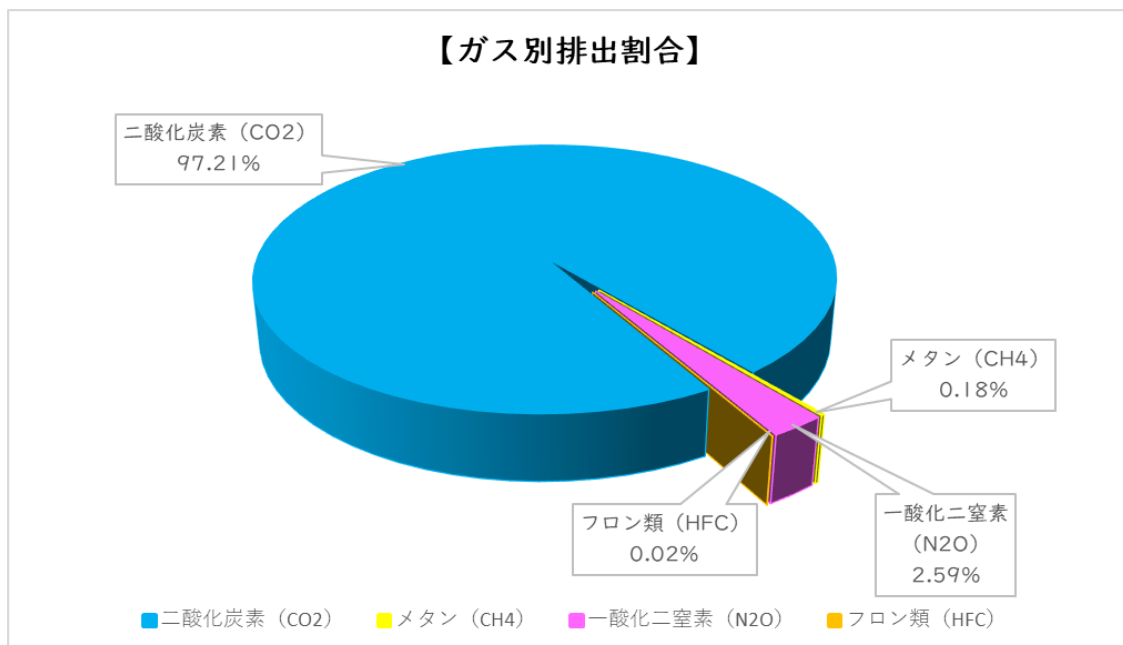
【基準年度：平成25（2013）年度】

14,389 t-CO₂

①温室効果ガスの種類別排出量の内訳（基準年度：平成25年度）

温室効果ガスの種類	実績(kg-CO ₂ 換算)	内訳 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	13,986,677	97.21
メタン (CH ₄)	26,142	0.18
一酸化二窒素 (N ₂ O)	373,365	2.59
フロン類 (HFC)	3,257	0.02
温室効果ガスの合計	14,389,441	100.00

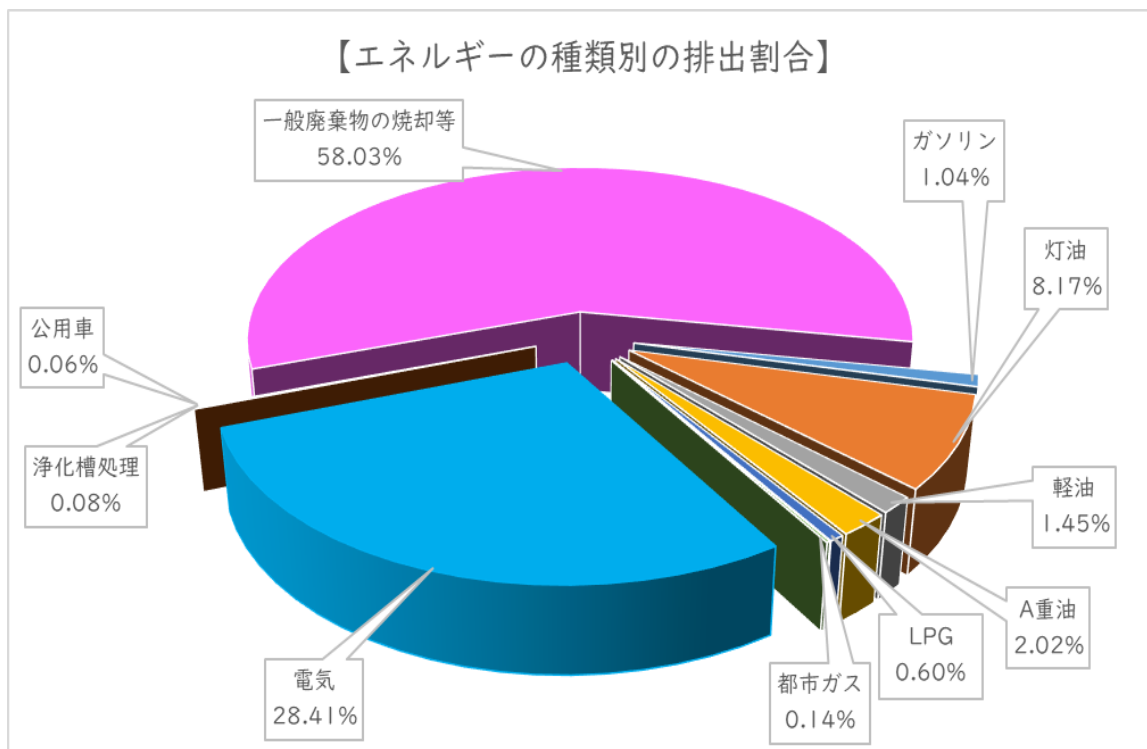
集計の端数処理により、計算値に多少の誤差が生じる場合があります。



②エネルギーの種類別の排出量（基準年度：平成25年度）

エネルギーの種類	合計 (kg-CO2)	排出割合 (%)
ガソリン	149,162	1.04
灯油	1,176,206	8.17
軽油	208,215	1.45
A重油	291,279	2.02
LPG（プロパンガス）	85,954	0.60
都市ガス	19,845	0.14
電気	4,088,307	28.41
浄化槽処理	11,265	0.08
公用車の走行距離	8,927	0.06
一般廃棄物の焼却等	8,350,293	58.03
合計排出量 (kg-CO2)	14,389,455	100.00
合計排出量 (t-CO2)	14,389	

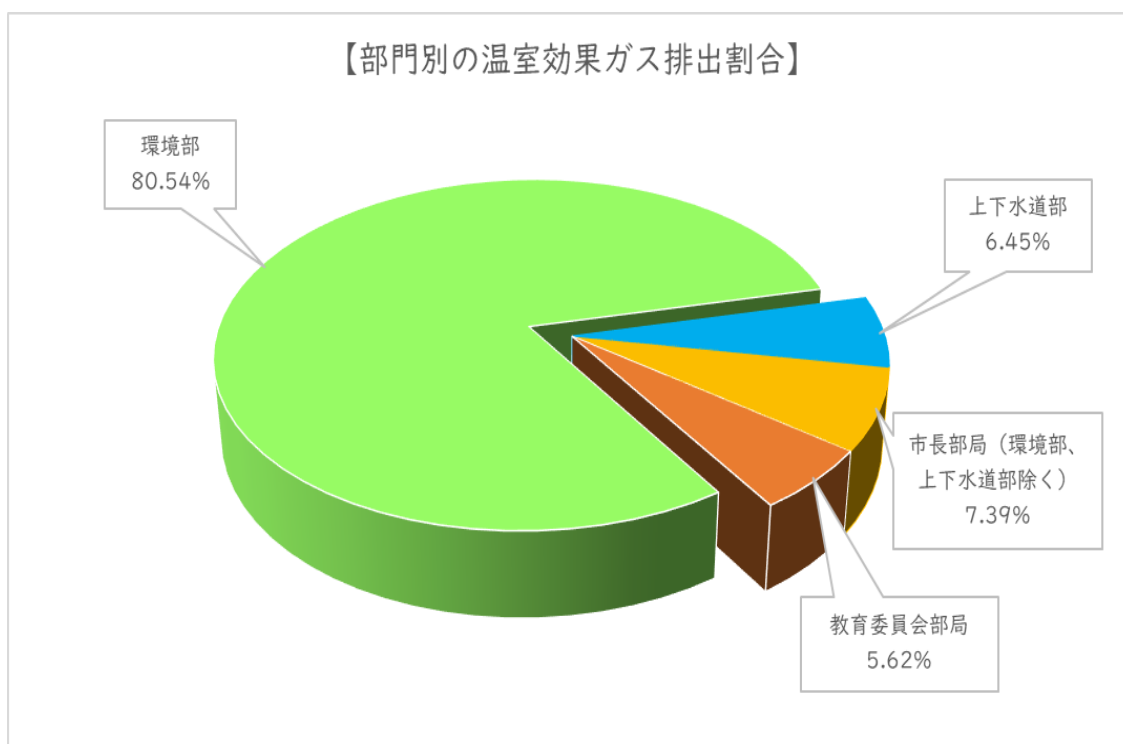
集計の端数処理により、計算値に多少の誤差が生じる場合があります。



③部門別の温室効果ガス排出量（基準年度：平成25年度）

	合計 (kg-CO2)	排出割合 (%)
市長部局（環境部、上下水道部除く）	1,062,983	7.39
教育委員会部局	809,226	5.62
環境部	11,589,204	80.54
上下水道部	928,041	6.45
合計排出量 (kg-CO2)	14,389,455	100.00
合計排出量 (t-CO2)	14,389	

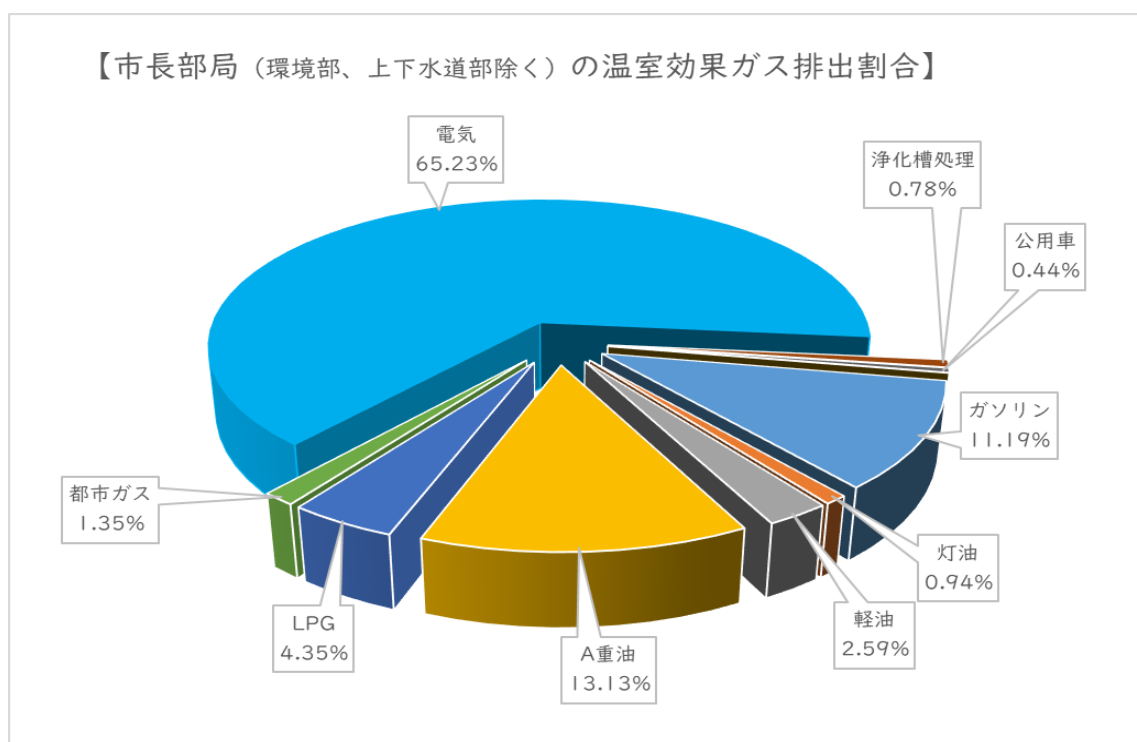
集計の端数処理により、計算値に多少の誤差が生じる場合があります。



○市長部局（環境部、上下水道部局除く）温室効果ガス排出量の内訳（基準年度：平成25年度）

市長部局（環境部、上下水道部局除く）	合計 (kg-CO2)	排出割合 (%)
ガソリン	118,903	11.19
灯油	9,988	0.94
軽油	27,486	2.59
A重油	139,519	13.13
LPG（プロパンガス）	46,210	4.35
都市ガス	14,301	1.35
電気	693,531	65.23
浄化槽処理	8,326	0.78
公用車の走行距離	4,720	0.44
一般廃棄物の焼却等	0	0.00
合計排出量 (kg-CO2)	1,062,983	100.00
合計排出量 (+CO2)	1,063	

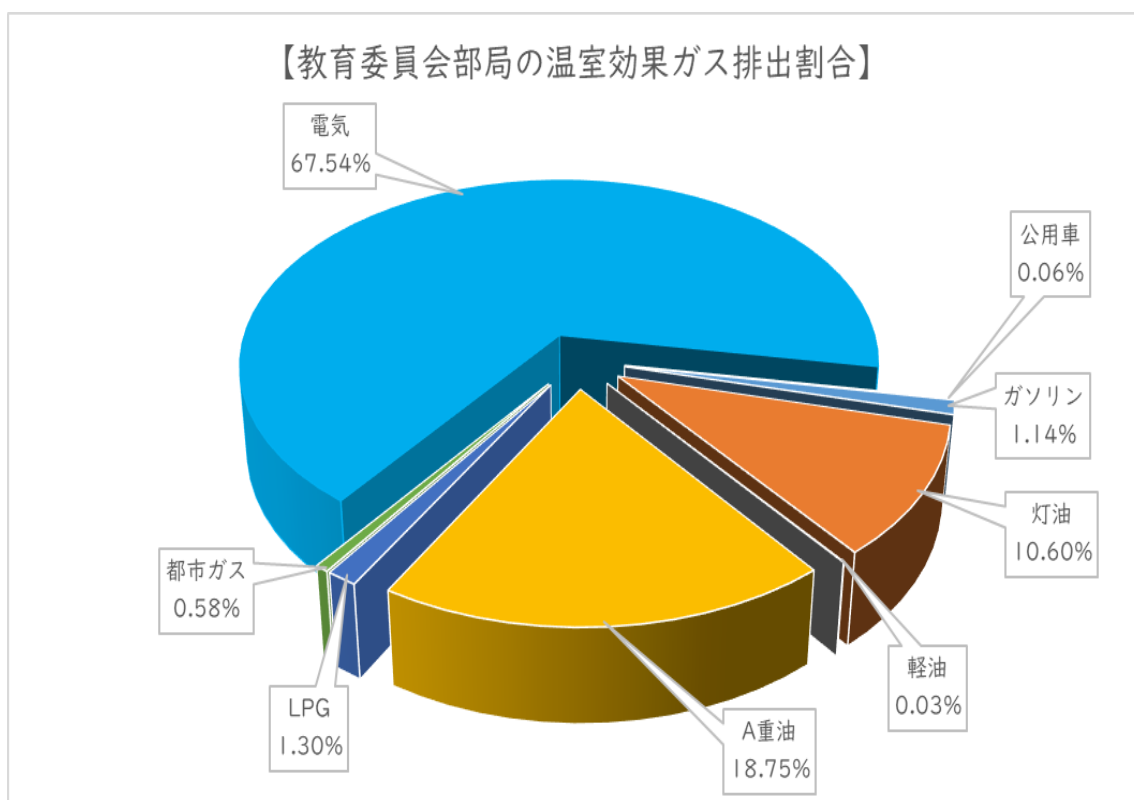
集計の端数処理により、計算値に多少の誤差が生じる場合があります。



○教育委員会部局の温室効果ガス排出量の内訳（基準年度：平成25年度）

教育委員会部局	合計 (kg-CO2)	排出割合 (%)
ガソリン	9,237	1.14
灯油	85,742	10.60
軽油	267	0.03
A重油	151,760	18.75
LPG (プロパンガス)	10,520	1.30
都市ガス	4,660	0.58
電気	546,525	67.54
浄化槽処理	0	0.00
公用車の走行距離	515	0.06
一般廃棄物の焼却等	0	0.00
合計排出量 (kg-CO2)	809,226	100.00
合計排出量 (t-CO2)	809	

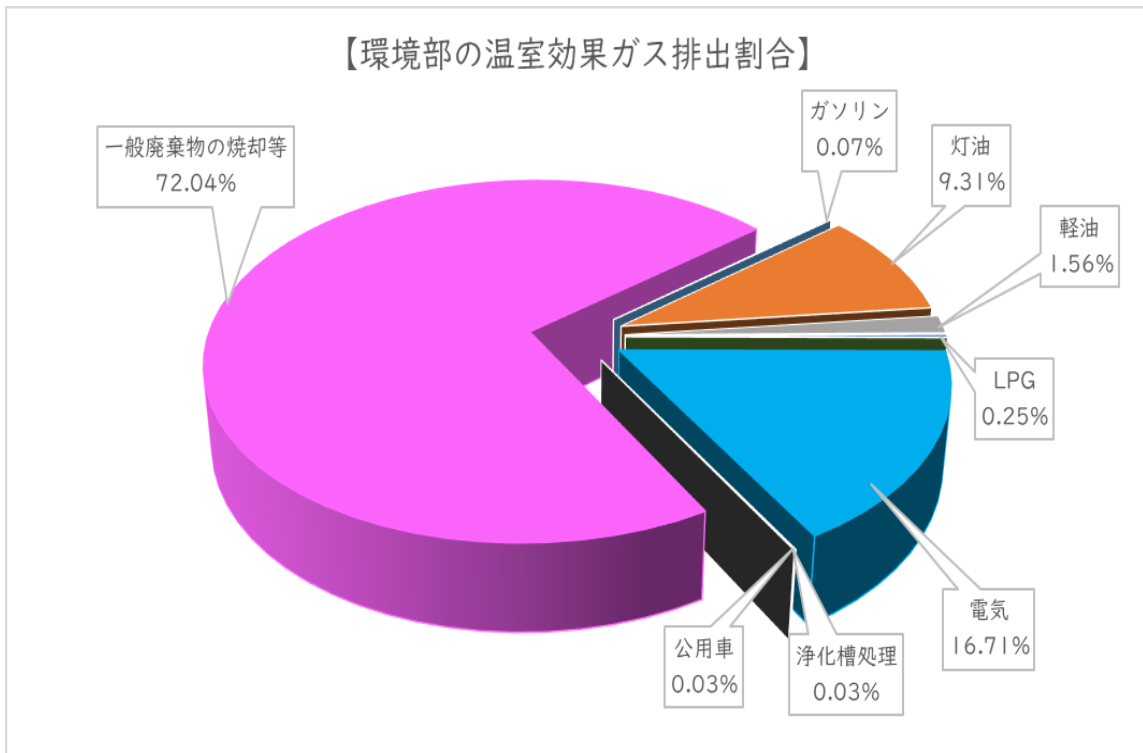
集計の端数処理により、計算値に多少の誤差が生じる場合があります。



○環境部の温室効果ガス排出量の内訳（基準年度：平成25年度）

環境部	合計 (kg-CO ₂)	排出割合 (%)
ガソリン	8,433	0.07
灯油	1,078,673	9.31
軽油	180,399	1.56
A重油	0	0.00
LPG (プロパンガス)	29,224	0.25
都市ガス	0	0.00
電気	1,936,339	16.71
浄化槽処理	2,939	0.03
公用車の走行距離	2,904	0.03
一般廃棄物の焼却等	8,350,293	72.04
合計排出量 (kg-CO ₂)	11,589,204	100.00
合計排出量 (t-CO ₂)	11,589	

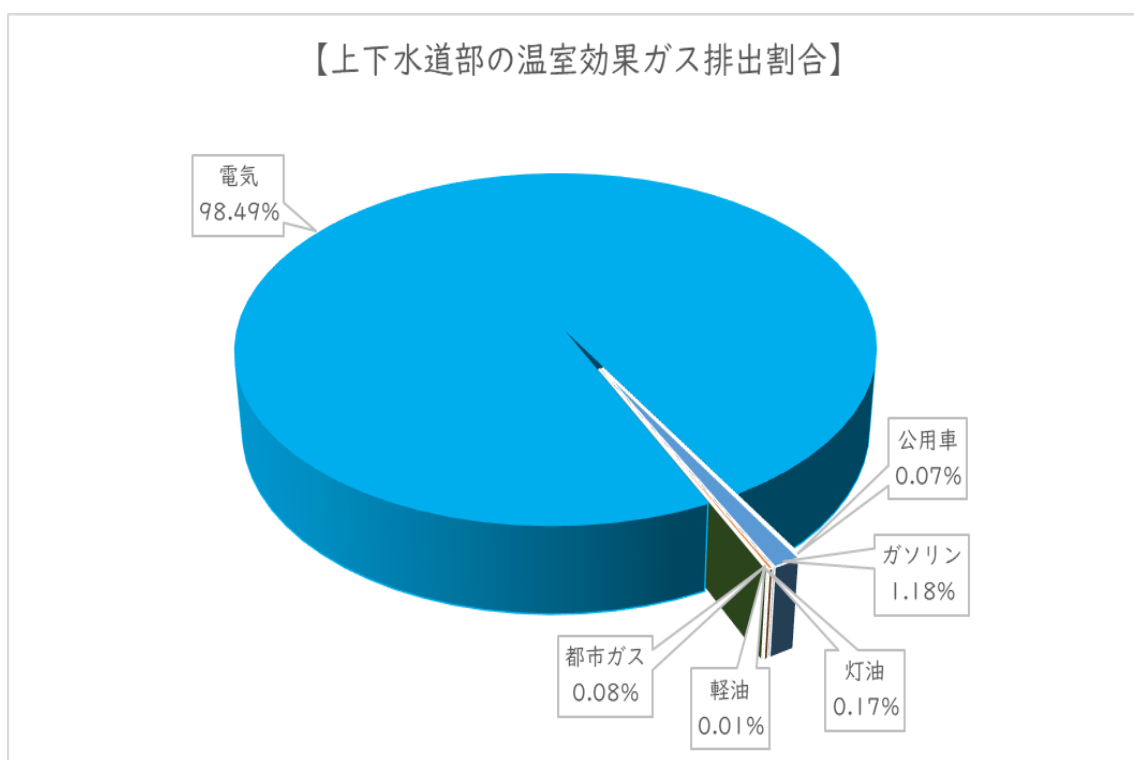
集計の端数処理により、計算値に多少の誤差が生じる場合があります。



○上下水道部の温室効果ガス排出量の内訳（基準年度：平成25年度）

上下水道部	合計 (kg-CO2)	排出割合 (%)
ガソリン	12,589	1.18
灯油	1,803	0.17
軽油	63	0.01
A重油	0	0.00
LPG (プロパンガス)	0	0.00
都市ガス	885	0.08
電気	911,913	98.49
浄化槽処理	0	0.00
公用車の走行距離	789	0.07
一般廃棄物の焼却等	0	0.00
合計排出量 (kg-CO2)	928,041	100.00
合計排出量 (t-CO2)	928	

集計の端数処理により、計算値に多少の誤差が生じる場合があります。



④その他の環境負荷項目

コピー用紙や上水の使用は、温室効果ガスを排出しませんが、製造過程や処理過程でエネルギーの使用を伴うため、間接的に温室効果ガスを排出しています。

○コピー用紙使用枚数（平成25年度）

コピー用紙使用枚数
6,764,337枚

○上水使用量（平成25年度）

上水道使用量
140,142 m ³

第4章 温室効果ガス排出量削減の取組み

1. 温室効果ガス排出量削減の取組み

計画の目標達成のために、(1) 重点取組み、(2) 職員一人ひとりが行う取組みは次のとおりとします。

(1) 重点取組みとして、温室効果ガスの削減に大きく寄与する「エネルギーの消費抑制」、「再生可能エネルギーの導入」、及び「ごみ処理時に発生する温室効果ガスの削減」の3項目を設定し、全庁的に取組んでいきます。

(1) 重点取組み

エネルギー
の消費抑制

- ・ LED 照明の導入推進
- ・ 省エネルギー設備の導入推進
- ・ 公共施設の ZEB 化の検討

再生可能
エネルギー
の導入

- ・ 公共施設の太陽エネルギー設備の導入推進
- ・ ごみの焼却による発電の効率化
- ・ 再生可能エネルギー電力の購入検討

ごみ処理時に
発生する
温室効果ガス
の削減

- ・ グリーンパークの施設改修の推進
- ・ ごみの焼却方法の効率化
- ・ ごみ分別の啓発

(2) 職員一人ひとりが行う取組み

温室効果ガス総排出量の削減に直接寄与する取組み

- ①電気使用量、燃料（都市ガス、灯油、重油）使用量の削減
 - ・空調設備の適切な使用
室内温度を適正温度になるよう、空調設備を使用する。
ブラインドやカーテン等の利用により、空調設備を効率的に利用する。
 - ・照明設備の節電
使用していないエリアの消灯を徹底する。
 - ・OA機器の節電
離席時や昼休みには、OA機器等の節電に努める。
退庁時には、OA機器等の主電源を切る。
 - ・その他
クールビズ、ウォームビズにより、室温に合わせた服装をする。
仕事の効率化を行い、定時退庁の推進に努める。
エレベーターの利用は控え、できる限り階段を利用する。(2アップ3ダウン)
- ②公用車の燃料（ガソリン、軽油）使用量の削減
 - ・エコドライブの実施
急発進、急加速をしない運転に努め、状況に合ったエコドライブを徹底する。
 - ・自動車の利用抑制
オンライン会議による移動の削減に努める。(ガソリン等の消費削減)
出張時には公共交通機関の利用に努める。

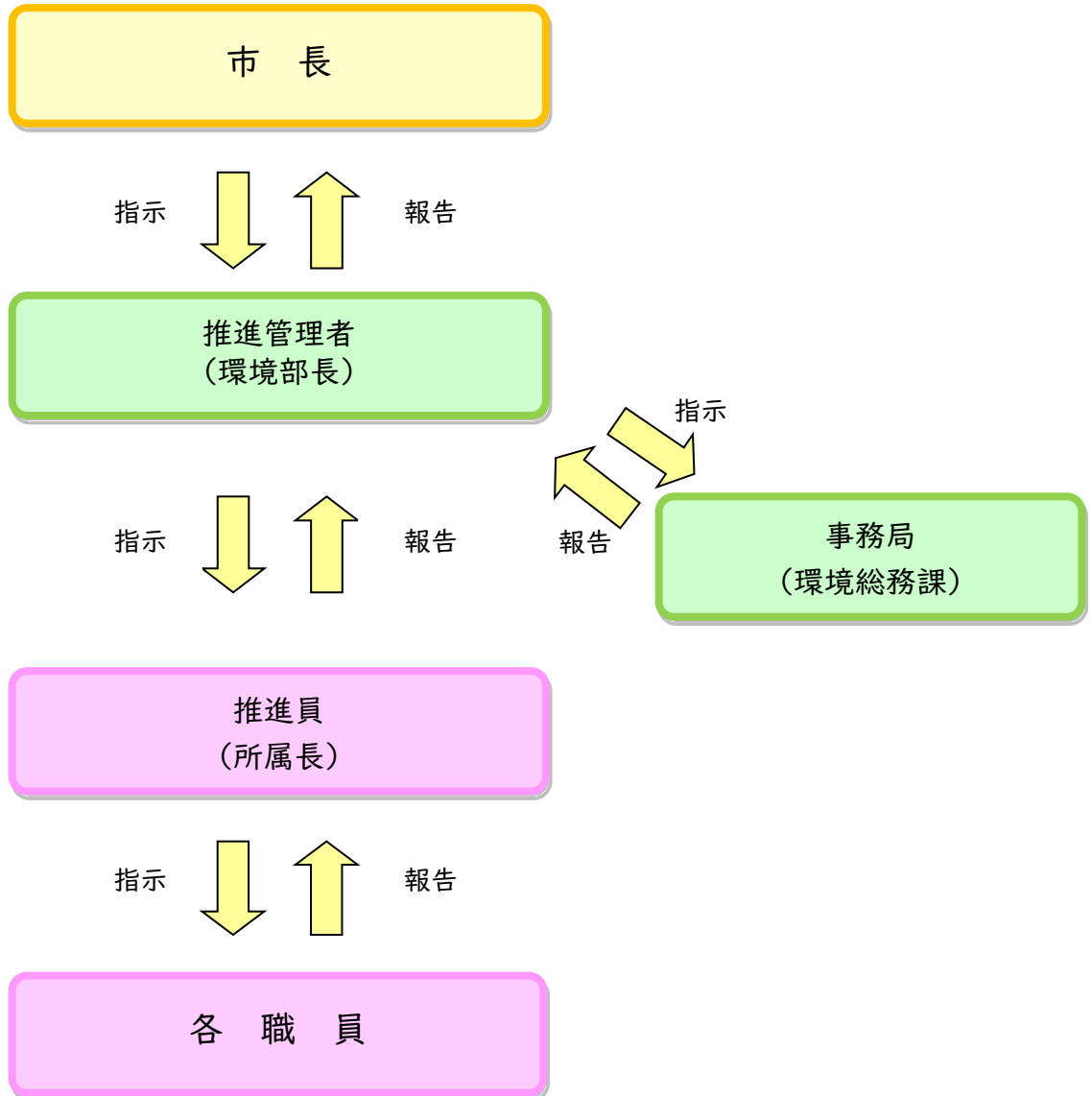
温室効果ガス総排出量の削減に間接的に寄与する取組み

- ①紙使用量の削減
庁内ネットワークを積極的に活用し、ペーパーレス化に努める。
両面印刷、両面コピー、裏紙の利用を徹底する。
- ②リサイクルの推進
缶、ビン、ペットボトル、紙類の分別を徹底し、リサイクルの推進に努める。
- ③水道使用量の削減
節水に努める。
- ④環境に配慮した物品等の調達
物品等の調達の際に、環境に配慮した契約（環境配慮契約）や、製品購入（グリーン購入）に努める。

第5章 推進体制と進行管理等

1. 推進体制と進行管理

計画の目標達成のために、推進体制を整えます。



計画の目標達成のために、進行管理を次のとおりとします。

◆市長

- ・毎年、地球温暖化対策推進管理者から報告された実績値をチェックし、結果及び是正措置をとった場合の是正内容を確認し、市全体の削減目標を達成するため、指示・指導します。
- ・市全体の実行状況を年1回公表します。

◆地球温暖化対策推進管理者（環境部長）

- ・毎年、地球温暖化対策推進員から報告された実績値をチェックし、各部局において計画を推進するため、取組みの推進、進行管理、点検等を行います。

◆地球温暖化対策推進員（所属長）

- ・所属における計画の推進について告知し、所属内に徹底します。
- ・半年に1回、地球温暖化対策推進管理者に所属における実績値を報告します。
- ・所属における計画の推進のため、取組みを指示し、自ら率先して行動します。
- ・所属の職員に対し、啓発及び指導を行います。

◆各職員

- ・計画に示されている様々な取組みを実践します。

◆事務局（環境総務課）

- ・計画の推進について、必要な資料収集、取組みの庁内取りまとめ等の事務を行います。

2. 点検及び公表

計画の実行状況を定期的に調査し、計画の進捗状況の把握を行います。また、温室効果ガスの排出量等を公表し、地球温暖化防止に努めるとともに、市民・事業者等への啓発を行います。

① 点 検

計画に沿った取組みが行われているかどうかの点検材料として、温室効果ガスの排出源となる活動の量を半年に1回調査します。

② 公 表

計画の取組結果は、市のホームページ等を通じて毎年公表します。

第6章 用語解説

1. 用語解説

地球温暖化対策に関する用語を解説しています。

ア行

□ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）とは、1988年に設立された政府間組織で、2021年8月現在、195の国と地域が参加しています。IPCCの目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることです。世界中の科学者の協力の下、出版された文献（科学誌に掲載された論文等）に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供しています。

□ ウォームビズ（WARM BIZ）

暖房使用を控えながらも快適に暮らせるライフスタイルを目指す環境省の地球温暖化防止キャンペーン。夏期に実施しているクールビズの秋冬版となっています。

□ エネルギー起源CO₂

化石燃料の燃焼や化石燃料を燃焼して得られる電気・熱の使用に伴って排出されるCO₂。我が国の温室効果ガス排出量の大部分（約9割）を占めています。一方、「セメントの生産における石灰石の焼成」や、市町村の事務事業関連では「ごみ中の廃プラスチック類の燃焼」などにより排出されるCO₂は、非エネルギー起源CO₂と呼ばれます。

□ 温室効果ガス

大気中に拡散された温室効果をもたらす物質。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスであるCO₂やCH₄のほか、フロン類などは人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にあります。

□ 温室効果ガス総排出量

地球温暖化対策推進法第2条第5項にて、「温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。）を乗じて得た量の合計量」とされる温室効果ガス総排出量のことです。

カ行

□ 活動量

一定期間における生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標のことです。地球温暖化対策の推進に関する施行令第3条第1項に基づき、活動量の指標が定められています。具体的には、燃料の使用に伴うCO₂の排出量を算定する場合、ガソリン、灯油、都市ガスなどの燃料使用量[L、m³など]が活動量になります。また、一般廃棄物の焼却に伴うCO₂の排出量を算定する場合は、例えばプラスチックごみ焼却量[t]が活動量になります。

□ カーボンニュートラル

CO2をはじめとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成を目指します。

□ 環境配慮契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

□ グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、できるだけ環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択する方法です。

□ クールビズ（COOL BIZ）

夏期に環境省が中心となって行われる地球温暖化対策や夏期の電力不足の解消などを目的とした衣服の軽装化キャンペーン。涼しい、かっこいいという意味のクールと、仕事を意味するビジネスを組み合わせた造語です。

□ COP21（気候変動枠組条約締結国会議）

COPとは気候変動枠組条約締結国会議（Conference of Parties）の略称であり、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指します。2015年秋に21回目の会議がパリで開催されたため、この会議をCOP21またはパリ会議と呼びます。そして、COP21で採択されたのがパリ協定と言う国際的な取り決めです。

サ行

□ 再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律で、「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。これらは、資源を枯渇させずに繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となるCO2をほとんど排出しない優れたエネルギーです。

□ 政府実行計画

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画のこと。地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組みは、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

□ ZEB（ゼブ＝ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物です。

タ行

□ 地球温暖化係数

CO₂を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化させる能力を持つかを表した数字のことです。CO₂に比べCH₄は約25倍、N₂Oは約298倍、フロン類は数百～数千倍の温暖化させる能力があるとされています。

□ 地球温暖化対策計画

「パリ協定」や「日本の約束草案」を踏まえて、地球温暖化対策推進法第8条に基づき策定されました。この計画では、排出量の9割弱を占めるエネルギー起源CO₂のうち、地方公共団体の事務事業に伴う排出の多くが該当する商業・サービス・事務所等の「業務その他部門」は約51%削減が目標とされています。

□ 2アップ3ダウン（ツーアップスリーダウン）

建物の2階上がった（2アップ）、3階下りたり（3ダウン）する程度であれば、エレベーターを使わずに階段を利用する運動のことで、建物の消費電力を削減することができます。

ナ行

□ 日本の約束草案

2020年以降の地球温暖化対策に関する目標として、我が国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標です。「温室効果ガス排出量」を2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準（約10億4,200万t-CO₂）とされています。

ハ行

□ バイオマス発電

バイオマス発電は、木くずや燃やせるごみなどを燃焼する際の熱を利用して電気を起こす発電方式です。発電した後の排熱は、暖房や温水として有効活用することができます。

□ 排出係数

温室効果ガスの排出量を算定する際に用いられる係数のことです。温室効果ガスの排出量は、直接測定するのではなく、請求書や事務事業に係る記録等で示されている「活動量」（例えば、ガソリン、電気、ガスなどの使用量）に、「排出係数」を掛けて求めます。排出係数は、地球温暖化対策推進法施行令で定められています。

□ パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組みです。主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等が含まれています。



桜井市

第3次桜井市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

■発行日 令和5年3月

■編集・発行 桜井市 環境部 環境総務課

■〒633-0052 奈良県桜井市大字浅古 485-1

■TEL 0744-45-2001

■ホームページ <https://www.city.sakurai.lg.jp/>
